

大和川流域における総合治水に関する条例（骨子案）

前文（条例制定の背景等）

- 奈良県内の大和川流域は四方を山地で囲まれ、平地が窪地になっており、また流域内の 150 を超える河川は合流して大和川となり、唯一の出口である亀の瀬に集中しますが、亀の瀬は開削が当面行われないため、地形的にも雨水がたまりやすくなっています。
- このような地形的な特徴も踏まえると、河川改修などの治水対策だけでは洪水を防ぐことが困難であるため、川の水を安全に流す「治水対策」と流域内の雨水が河川へ一気に流れ出すことを抑える「流域対策」との両面から洪水被害の軽減・防止を図る「総合治水対策」に取り組んできました。
- 「総合治水対策」は昭和 57 年の大水害を契機に取り組んで参りましたが、社会情勢の変化や昨今の気象状況等の変化により新たな課題が発生しており、これまでの総合治水対策の取組の成果や経験を活かして、大和川流域における総合治水に関する取組の強化を行い、総合治水対策を推進していくことが必要となっています。
- ここに、大和川流域内の浸水被害から県民の生命及び財産の保護を図るため、総合治水の基本理念、各主体（県、市町村、県民及び事業者）の役割並びに各主体が行う総合治水対策の基本となる事項等を定めることにより、浸水被害の軽減及び拡大の防止を図り、もって安全で安心なまちづくりに資することを目的として、「大和川流域における総合治水条例」を制定します。

第 1 章 総則

1. 目的

- 大和川流域内の浸水被害から県民の生命及び財産の保護を図るため、総合治水の基本理念、各主体（県、市町村、県民及び事業者）の役割並びに各主体が行う総合治水対策の基本となる事項等を定めることにより、浸水被害の軽減及び拡大の防止を図り、もって安全で安心なまちづくりに資することを目的とする。

2. 基本理念

- 総合治水は、国、県、市町村、県民、事業者という流域の関係者の取組によって継続的な安全性の確保が可能となるものであり、流域の関係者による一体的な取組が不可欠です。

- 降雨による河川の氾濫や内水による浸水を抑制し、浸水被害の軽減及び拡大を防止するため、国、県、市町村及び県民が相互に連携を図りながら、総合治水に関する施策の推進を目指します。
- 総合治水を推進するにあたっては、環境の保全と創造、歴史及び文化への配慮及び景観との調和に留意していくことが必要です。

3. 定義

- 定義は別途作成

4. 関係者の責務と役割

- 浸水被害の軽減及び拡大の抑制は、流域における関係者の取組によって可能となるものであり、行政や県民による総合的な取組が不可欠である。そのため、総合治水に関する関係者の責務と役割を明確にする必要がある。

(1) 県の責務

- 県は、総合治水に関し、総合的・計画的な施策を推進するものとする。
- 県は、施策の実施にあたり、国、市町村、県民及び事業者と連携し、効果的・効率的に実施するものとする。
- 市町村が、総合治水に関する施策を実施しようとするときは、必要な技術的支援、財政的支援を行うものとする。

(2) 県民の役割

- 県民は、一人ひとりが雨水の河川等への流出抑制に努めるものとする。
- 県民は、国、県及び市町村が実施する総合治水に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(3) 事業者の役割

- 事業者は、雨水の河川等への流出を抑制し、洪水時の浸水の発生に備えるよう努めるものとする。
- 事業者は、国、県及び市町村が実施する総合治水に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(4) 市町村の役割

- 市町村は、地域における特性を踏まえて総合治水に関する施策を実施するよう努めるものとする。
- 市町村は、施策の実施にあたり、国、県、県民及び事業者と連携し、当該施

策を効果的・効率的に実施するよう努めるものとする。

第2章 ながす対策（治水対策）

(1) 河川の整備と維持

- 県は、河川整備計画（県管理区間）に基づき、河道の拡幅、堤防の設置、河床の掘削等の対策を計画的に行う。
- 県は、河川水位の上昇に伴い、降雨の排水不良により発生する堤内地の浸水を軽減するため、河床の掘削等の対策を行う。
- 県は、河川の流下能力を維持するため、河川内の流水の妨げとなる樹木の伐採、堆積した土砂の撤去、護岸の修繕等を行う。

第3章 ためる対策（流域対策）

(1) 雨水貯留浸透施設の整備

- 県は、流域整備計画に基づき、雨水貯留浸透施設の整備を計画的に行うものとする。
- 県は、市町村が雨水貯留浸透施設の整備を行うにあたり、技術的支援、財政的支援を行うものとする。
- 市町村は、流域整備計画に基づき、雨水貯留浸透施設の整備を計画的に行うよう努めるものとする。

(2) 雨水貯留浸透施設の維持

- 雨水貯留浸透施設の管理者は、設置された施設の機能を維持するため適正な管理をするようにしなければならない。

(3) ため池治水利用施設の整備

- 県は、流域整備計画に基づき、ため池治水利用施設の整備を計画的に行うものとする。
- 県は、市町村がため池治水利用施設の整備を行うにあたり、技術的支援、財源的支援を行うものとする。
- 市町村は、流域整備計画に基づき、ため池治水利用施設の整備を計画的に行うよう努めるものとする。

(4) ため池治水利用施設の維持

- ため池治水利用施設の管理者は、設置された施設の機能を維持するため適正な管理をするようにしなければならない。

(5) 水田貯留の推進

- 市町村は、(流域整備計画に基づき)、雨水の河川への流入を抑える効果が期待できる水田貯留に計画的に取り組むよう努めるものとする。
- 県は、市町村が雨水の河川への流入を抑制する新たな手法として、水田貯留を活用し実施するにあたり技術的支援、財源的支援を行うものとする。

(6) 開発に伴う防災調整池等の設置

- 規模が1,000m²以上の開発行為(都市計画法第29条、宅地造成等規制法第8条、碎石法第33条、砂利採取法第16条で規定される土地利用行為をいう。)をしようとする者は、別途定める技術基準に適合する防災調整池等を設置しなければならない。

(7) 森林の保水力の保全 (林地開発行為に伴う防災調整池の設置)

- 森林の所有者は、森林の持つ保水力を適正に確保するため、森林の保全及び整備に努めるものとする。
- 1haを超える林地開発行為(森林法第10条の2第1項で規定される開発行為をいう。)をしようとする場合は、別途定める技術基準に適合する防災調整池を設置しなければならない。

(8) 防災調整池等の維持

- 防災調整池等の設置者は、防災調整池に係る工事を完了したときは、管理者等を知事に届け出なければならない。
- 防災調整池等の管理者は、その防災調整池等の機能を維持するため、適正な管理を行わなければならない。
- 管理者は、防災調整池等の管理者を変更したときは、遅滞なく新たな管理者等を知事に届け出なければならない。

(9) 農地の保水力の保全

- 農地の所有者は、農地の持つ保水力を適正に確保するため、農地の保全に努めるものとする。
- 市街化調整区域内の農地において、雨水の浸透を著しく妨げる恐れのある土地利用(第3章(6)で定める開発許可にかかるものを除く。)をしようとする者は、流出雨水量の増加を抑制するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(10) ため池の保水力の保全

- ため池の所有者は、流域の持つ保水力を適正に確保するため、ため池の治水効果の保全に努めるものとする。
- 1,000m²以上の開発行為を行う区域内にため池の全部又は一部が存在する場合は、別途定める技術基準に従い、ため池の治水上有している機能を保全しなければならない。
- 池面積が1,000m²以上のため池を潰廃しようとする者は、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。
- 池面積が1,000m²以上のため池を潰廃しようとする者は、保水力が現状よりも低減しないよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 知事及び市町村長は、保水力の確保のため必要がある場合は、治水利用を図ることができる。

第4章 ひかえる対策（土地利用対策）

(1) （仮称）ひかえる区域の設定

- 県は、（仮称）ひかえる区域（浸水の発生しやすい地域）を設定するものとする。
- 県は、（仮称）ひかえる区域を設定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

※（仮称）ひかえる区域については、外力の設定等について、委員に相談のうえ検討を行う予定をしている。

(2) （仮称）ひかえる区域の市街化編入等の抑制

- 県は、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に定める土地の区域に原則として、（仮称）ひかえる区域を含めないものとする。
- 市町村は、市街化調整区域の地区計画を定める土地の区域に原則として、（仮称）ひかえる区域を含めないものとする。
- 県は、都市計画法に基づく開発許可に関する条例第3条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により土地の区域を指定又は変更するときは、当該土地の区域に、原則として（仮称）ひかえる区域を含めないものとする。
- 前3項の規定は、浸水による県民の生命及び財産に対する著しい被害の発生を防止するための対策が講じられ、又は確実に講じられると見込まれる場合は、適用しない。

第5章 総合治水推進体制

(パターン1：協議会のイメージ)

- 県及び関係行政機関は、総合治水に関する施策を連携して計画的に実施するため、支川流域を基本とし、県及び上下流の関係市町村が協力してまちづくりなど地域の特性に応じた流域基本方針を協議するため、(仮称) 治水連携協議会を組織することができる。
- 県及び関係行政機関は、(仮称) 治水連携協議会にて、総合治水対策を計画的、効果的に行うための実施計画を策定し公表するものとする。
- 県及び関係行政機関は、実施計画に基づき総合治水対策を実施するものとする。
- 県は、実施計画に基づく市町村の取組には重点的支援を行うとともに、自らの事業に関しても優先的に実施するものとする。

(パターン2：連携協定のイメージ)

- 総合治水に関する施策を連携して計画的に実施するため、支川流域を基本とし、県及び上下流の関係市町村が協力して、まちづくりなど地域の特性に応じた流域基本方針を定めた連携協定を締結することができる。
- 連携協定の締結後は、速やかに実施計画を策定し、公表するものとする。
- 県及び関係行政機関は、実施計画に基づき総合治水対策を実施するものとする。
- 県は、実施計画に基づく、市町村の取組には重点的支援を行うとともに、自らの事業に関しても優先的に実施するものとする。